

監査報告書

学校法人 共立女子学園
理事会・評議員会 御中

私達監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 13 条第 4 項の定めに基づき、学校法人共立女子学園の令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日より令和 3 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果につき下記の通り報告致します。

1. 監査方法の概要

私達監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか令和 2 年度の監査事項につき、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、理事及び教職員等並びに私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき監査を実施した監査法人から説明を受け、重要な書類等を閲覧いたし、監査いたしました。


2. 監査の結果

学校法人の業務又は財産に関しては不正の行為はなく、かつ法令及び寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上

令和 3 年 5 月 17 日

学校法人 共立女子学園

監事 奥山 亨 雄 

監事 杉江 和男 